

国家知的財産局 (モルドバ共和国) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手續

附 属 書

手 数 料	附属書 MD. I
国内処理請求様式（様式 F-01-BI-003-E-02-0211）	附属書 MD. II
審査請求（様式 F-01-BI-004-E-01-0212）	附属書 MD. III

略語のリスト

国内官庁： 国家知的財産局（モルドバ共和国）
M P L： 発明保護に関するモルドバ法

指定（又は選択）官庁 MD	国家知的財産局 (モルドバ共和国) 国内段階に入るための要件の概要	概要 MD
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	モルドバ語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	出願人が様式PCT/I B/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り、出願人は国際出願の写しを送付すべきである。これは、出願人がPCT第23条(2)に基づき国内段階の処理を早期に開始するよう明示的に請求する場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：ユーロ（EUR） 特許： 出願手数料 ² EUR 100 優先権主張手数料 EUR 100 審査手数料 EUR 400 第1年度から第5年度までの年金、各年 EUR 100 短期特許： 出願手数料 ² EUR 100 審査手数料 EUR 200	
国内手数料の免除、減額又は払い戻し	http://agepi.gov.md/en/inventions/fees を参照	

[次頁に続く]

1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了から3か月以内に提出しなければならない。

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。

MD	国家知的財産局 (モルドバ共和国) (続き)	MD
国内官庁の特別の要件 (P C T規則51の2) ³	発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ⁴ 出願人が同一でない場合には、優先権の譲渡書類 ⁴ 出願人がモルドバ共和国に居住していない場合には、代理人の選任 権利移転に関する書類 ⁴	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して弁理士として手続を行うことが登録されている者	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (P C T規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

3 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知を受領した日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 対応する申立てがP C T規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手續

MD. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための特別の様式を用意している（附属書MD. II 参照）。この様式を使用することが望ましい。

MD. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

MPL Art. 86

MD. 03 代理

モルドバ共和国の域外に居所若しくは業務拠点を有する自然人又は法人は、特許出願手續、手数料の支払又は早期出願手續を除き、国内官庁に対して手續するために登録された弁理士を選任しなければならない。登録弁理士の名簿は国内官庁のウェブサイトから入手することができる。

MPL Art. 61

MD. 04 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書MD. I に概説されている。

MPL Art. 51

MD. 05 審査

特許は国内官庁による実体審査を受けなければ付与されない。審査請求は、国内段階移行から30箇月以内に行うべきである。審査手数料を支払わなければ請求が行われたものとみなされず、請求を取り下げることはできない。請求のための特別の様式が用意されている（附属書MD. IIIを参照）。手数料の額は附属書MD. I に示されている。

MD. 06 付与手数料

付与手数料は、特許を付与する旨の決定の公告日から6箇月以内に支払わなければならない。

MPL Art. 61

MD. 07 年金

93

特許が付与された後、国際出願日の1年目から起算した各年度につき特許の効力を維持するために年金を支払わなければならない。最初の年金は付与手数料と同時に支払う。国際出願日から1年以内又はその後に特許付与の決定がされた場合、年金は出願日から起算する完全な1年ごとに支払うべきである。その後の手数料はすべて、手数料の支払年度の開始前に支払うが、有効な次の年の日から3箇月より前に支払うことはできない。対応する手数料の支払と共に期間延長を請求することにより、最終日から6箇月以内であれば支払うことができる。年金及び遅延支払の割増料の額は附属書MD. I に表示されている。

PCT Art. 4(3)

43
PCT Rule 49bis.1
(a),(b)
76.5

MD. 08 短期特許

出願人がモルドバ共和国において、国際出願に基づき、特許に代えて短期特許の取得を希望する場合には、その旨を国内段階移行時に国内官庁に表示すべきである。

MPL Art. 18

61

93

MD. 09 短期特許の存続期間

短期特許の存続期間は、短期特許出願日から6年である。特許権者は、所定の手数料支払に基づき、技術水準に関する調査を行い、各特許の対象を構成する発明の特許性に関する見解書を伴う調査報告書を作成するよう国内官庁に請求することを条件として、4年以下の期間延長を請求することができる。短期特許及び補充保護証の維持手数料は、出願日及び保護証の有効日の各年の対応日が支払期日となる。

MPL Art.	54	MD. 10 出願変更 出願人は、特許付与の決定の公告日前、又は遅くとも特許拒絶の決定の送付日から2箇月以内であれば、請求に基づき特許出願を短期特許出願に変更することができる。出願人は、短期特許の付与決定前であればいつでも、請求に基づき短期特許出願を特許出願に変更することができる。
PCT Art.	25	MD. 11 P C T 第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。P C T 第25条の検査に基づき、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局による過失を否定する場合には、この決定に対する審判を国内官庁に請求することができる。
PCT Rule	51	
PCT Art.	24(2) 48(2)	MD. 12 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。国際段階又は国内官庁に対し出願人が国際出願若しくは特許に関連する手続を行うための期間を遵守しなかった場合、その期間は、出願人の請求に基づき、正当な理由があれば、国内官庁が延長及び回復することができる。
PCT Rule	82bis	
MPL Art.	4(2)(c) 18 69-70	MD. 13 追加的保護証明書 市販認可されている医薬品又は生薬製品を対象とするモルドバ共和国で有効な特許（基本特許）の権利者は追加的保護証明書を取得することができる。追加的保護証明書の付与出願は市販認可証の発行日から6箇月以内に行い、最初の特許の付与前に市販認可証が発行された場合には特許付与日から6箇月以内に行う。所定の手数料が支払われるまで出願したものとみなされない。出願日の各年の応当日に追加的保護証明書の維持手数料を支払う。手数料の額は附属書MD. I に概説されている。

手 数 料

(通貨：ユーロ)

特 許

出願手数料	100
優先権主張手数料	100
調査を含む実体審査手数料	400
－出願時又は補正後の1個を超える各独立請求の範囲について	100
－出願時又は補正後の5個を超える各従属請求の範囲について	10
－15枚を超える各用紙について	10
付与手数料：	
－15頁まで	100
－15枚を超える各用紙について	10
年 金：	
－第1年度から第5年度まで，各年	100
－第6年度から第10年度まで，各年	300
－第11年度から第15年度まで，各年	500
－第16年度から第20年度まで，各年	700
年金の遅延支払の割増料	
－各月について（6箇月以内）	50
権利回復手数料	100

短期特許

出願手数料	100
優先権主張手数料	100
審査手数料	200
付与手数料：	
－15頁まで	100
－15枚を超える各用紙について	10
年 金：	
－第1年度から第6年度まで，各年	100
短期特許の存続期間延長請求及び審査，調査及び特許性に関する見解書を伴う調査報告作成を含む	300
延長短期特許証の公告及び発行，調査報告を伴う特許書類の印刷を含む	20
延長後の短期特許の維持，第7年度から第10年度までの各年	200

補充的保護証明書

補充的保護証明書の付与請求及び審査	300
付与手数料	100
補充的保護証明書の維持，各年	700

手数料の支払方法

手数料はユーロ建てで支払わなければならない。すべての支払には出願番号（判明していれば国内出願番号，不明であれば国際出願番号），出願人の氏名又は名称及び支払手数料の種類を表示しなければならない。

AGEPI口座－外国出願人用（EUR）

受取人名： MF-TREZORERIA DE STAT, AGENTIA DE STAT PENTRU PROPRIETATEA INTELECTUALA

IBANコード： MD55TRPAAA142310A15851AA

受取人銀行： NATIONAL BANK OF MOLDOVA, CHISINĂU, REPUBLIC OF MOLDOVA

SWIFTコード： NBMDMD2X

仲介銀行： DE NEDERLANDSCHE BANK N.V., AMSTERDAM, NETHERLANDS

IBAN： NL90FLOR0600126226

SWIFTコード： FLORNL2ACAC

様式（附属書MD. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 MD. II 国内処理請求様式（様式 F-01-BI-003-E-02-0211）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_md.pdf

附属書 MD. III 審査請求（様式 F-01-BI-004-E-01-0212）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_md.pdf